

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の
運用状況の概要

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第11期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

株式会社  ホールディングス

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。
(URL:<http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/index.html>)

業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備に関する基本方針は、以下のとおりです。

当社は、業務の有効性及び効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守並びに資産の保全を目的として、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、次のとおり「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めます。

この基本方針は、当社及びグループ会社（当社の子会社をいいます。以下同じ。）のすべての役員（取締役及び監査役をいいます。以下同じ。）及び従業員に適用されるものとします。

当社及びグループ会社を総じて「グループ全社」といいます。

1. グループ全社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス遵守をグループ経営理念実現のための基盤構築の一つとして掲げ、コンプライアンス規程その他の社内規程を整備して、コンプライアンス重視のための基本方針、行動規範、推進体制等を明らかにし、取締役自ら率先してこれを遵守するとともに、グループ全社の役員及び従業員への周知徹底を図り、コンプライアンス重視の企業風土を醸成します。
- ② 当社は、グループ全社のコンプライアンスを含めた内部統制を推進するための組織として、内部統制統括室、コンプライアンス・リスク委員会を設置するものとします。
- ③ コンプライアンス・リスク委員会は、特に、コンプライアンスへの取組み状況等を定期的に当社の取締役会へ報告します。
- ④ 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役会における取締役の職務執行に対する監視・監督機能を確保します。
- ⑤ 当社は、グループ全社の役員及び従業員に対して、コンプライアンス研修を定期的実施するとともに、行動規範を示した「行動規範ハンドブック」を配付してコンプライアンスの周知徹底を図ります。
- ⑥ 当社は、グループ全社の内部通報制度を整備し、外部機関との提携による専用窓口（ヘルプライン）を設置します。
- ⑦ 内部統制統括室は、グループ会社に対しても定期的に内部監査を実施します。
- ⑧ 取締役及び従業員の法令やコンプライアンス規程その他の社内規定に違反する行為が発見された場合は、懲罰規定に基づき適正に処分を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、文書管理規程及び内部情報管理規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行います。
- ② 当社は、内部情報管理規程に基づく情報セキュリティ委員会にて、内部の情報管理・運用について、これを適正かつ厳格に行うものとします。

3. グループ全社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理規程に基づき、グループ全社のリスク管理体制を整備し、リスク管理・運用体制・整備状況等を監査します。
また、内部統制統括室は、コンプライアンス・リスク委員会にて、定期的にグループ全社のリスク管理への取組み状況等を報告します。
- ② 当社は、リスクが顕在化し危機が発生した場合に備えて、グループ全社の緊急時対応規程を整備します。

4. グループ全社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社と協議を行い、グループ全社の中期計画及び年度事業計画を策定し、全社的な目標を設定します。
- ② 当社は、重要事項を検討・決議する機関として、株主総会・取締役会・経営会議を設置します。経営会議を活用することで意思決定の迅速化とスピード経営を実現します。
また、機動的な協議機関として、プロジェクト・タスクフォース・委員会等を設置し、関係部門・関係者が参加し、喫緊の課題や問題点へ迅速に対応します。
- ③ 当社は、グループ会社の担当部署と経営戦略・財務戦略・人事戦略等重要事項に関して、機能別会議にて協議を行うものとします。
- ④ 当社及びグループ会社は、相互の人事交流を積極的に行い、人的資源の有効活用を図るものとします。
- ⑤ 当社及びグループ会社は、グループ全社の職務の執行が効率的に行われるようIT技術を活用し、システム統合等IT化の推進に努めるものとします。

5. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、関係会社管理規程を作成し、グループ会社を管理する体制を整備します。
- ② グループ会社は、当社が策定した経営方針・経営計画を周知徹底し、グループ会社の権限と責任を明確にした上で、グループ会社が各事業の特性等を踏まえた自律的な経営を行うものとしします。
- ③ 当社は、定期的にグループ社長会を開催し、グループ会社から業務執行状況について報告を受け、グループ会社の経営上の重要事項に関して協議を行い、適正な経営管理を行うものとしします。
- ④ 当社は、グループ会社に取り締役及び監査役を派遣し、グループ会社の取締役の業務執行を監視します。派遣された取締役及び監査役は、業務執行について、グループ方針に沿った経営に努めるものとしします。
- ⑤ グループ会社は、取締役会にて重要な決議をする場合、事前に当社の決裁を得るものとしします。
- ⑥ 内部統制統括室は、グループ会社と内部監査状況について意見交換を行い、問題点等の情報を共有します。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、当該使用人を配置し、監査役の職務を補助することとしします。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項に基づき配置された使用人の取締役からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査役の同意を要するものとしします。

また、当該使用人は専任とし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する体制としします。

8. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第6項に基づき配置された使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指揮・命令にのみ従い、監査役の監査に必要な調査を行う権限を有します。

9. 監査役への報告体制

- ① 当社の監査役は、当社の取締役及び従業員から、法令で定められた事項のほか、取締役会・経営会議の付議事項、内部通報制度の通報状況、コンプライアンス・リスク委員会の審議事項その他内部統制の状況等当社の重要事項につき、報告を受けるものとします。
- ② 当社の取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合や重大な法令違反となる行為又はそのおそれのある行為が生じた場合は、直ちに当社の監査役会に報告します。
- ③ グループ全社の取締役又は従業員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、直ちに書面で報告します。
- ④ グループ全社の取締役又は従業員は、当社の監査役に報告する必要があると判断した場合には、直接又は間接的に、報告することができます。
- ⑤ 当社は、当社の監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないようグループ全社の取締役及び従業員に対して周知徹底し、規程等を整備します。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行について、必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。但し、監査役は監査費用の支出にあたり、その効率性及び適正性に留意しなければなりません。

11. 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、取締役会・経営会議・グループ社長会・コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて説明及び関係資料の提示を求めることができます。
- ② 当社の監査役は、代表取締役・取締役・会計監査人及び従業員それぞれとの間で、随時情報収集や意見交換をすることができます。
- ③ 当社の監査役は、その職務の執行にあたり、弁護士・公認会計士・税理士その他外部専門家との連携を図ることができます。

12. 財務報告の信頼性確保のための体制

グループ全社は、金融商品取引法及び関係法令に基づき、有効な内部統制システムを構築し、これを運用するとともに継続的に評価と改善を行うことで財務報告の適正性及び信頼性を確保します。

13. 反社会的勢力への対処

- ① グループ全社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行いません。
- ② 当社は、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等外部の機関と連携し、緊急時の協力体制を構築します。
- ③ グループ全社は、反社会的勢力からの不当要求があった場合、不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携し、組織全体で法律に則した対応をします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンス・リスクマネジメントについて

グループ全社は、グループ経営理念「1st for You. あなたにとっての、いちばんへ。」、経営方針、経営ビジョン、経営目標、経営戦略の実現のための基盤となる、コンプライアンス重視の風土の醸成、リスクマネジメントへの意識付向上のため以下の取組みを実施しております。

イ. グループ全社は、グループ経営理念に基づき、法令の遵守に加え、グループ全社の役員及び従業員共通の価値観を示した「マツモトキヨシWAY」及び社会から倫理的に求められる行動について定めた「マツモトキヨシグループ行動規範」について、階層に応じた研修を通じて、その浸透を図り、また、それらを行動面における評価制度に反映し、その実効性を高めております。

ロ. 当社は、グループ全社の企業活動における法令等の遵守と高い倫理観の確保及びグループ全社のリスク管理体制を推進するためにコンプライアンス・リスク委員会を開催し、その状況を当社の取締役会へ報告しております。また、ホールディングス体制の当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社へ取締役及び監査役を派遣し、グループ会社の取締役の監督及び監査をしております。なお、当規程において、グループ会社が当社の事前承諾を必要とする事項や当社への報告事項を定め、グループ会社の重要事項は、当社取締役会、経営会議等で事前に審議をしており、また、グループ会社の取締役会、経営会議の状況は、毎月当社取締役会へ報告しております。

- ハ. 当社グループの各機能に応じた、グループ全社の機能別会議を定期的に行い、グループの内部監査機能の機能別会議では、グループ全社の内部監査担当と情報共有及び意見交換等を行い、監査の精度の底上げを図っております。
- ニ. 当社の内部統制統括室は、グループ全社に対して内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。また、重大と判断される事項を確認した場合は、取締役会に報告することとしております。
- ホ. 当社は、コンプライアンス規程、リスク管理規程、緊急時対応規程に基づき、グループ全社のコンプライアンスやリスク対応を行っております。
- ヘ. 内部通報制度につきましては、グループ内部通報制度運営規程に基づき、外部機関との連携による専用窓口（ヘルプライン）を設置しております。

② 監査役の職務の実効性の向上について

- イ. 監査役監査について、会議への出席、情報収集その他必要な行為が不当に制限されることなく、監査の実効性を向上させております。
- ロ. 当社監査役は、取締役会・監査役会へ出席し、常勤監査役はそれに加えて、経営会議、営業会議、グループ社長会、コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議へ出席し、また、全ての稟議書その他重要な書類の報告を受け、さらに内部統制システムに関する情報を適時に受領し、監査を行っています。
- ハ. 会計監査人との連携を図ると共に、内部監査部門、内部統制部門及びグループ会社の監査役との定期的な情報交換等を行い、監査の更なる実効性向上に努めております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 12社
- ・連結子会社の名称
 - (株)マツモトキヨシ
 - (株)マツモトキヨシ東日本販売
 - (株)ぱぱす
 - (株)マツモトキヨシ甲信越販売
 - (株)示野薬局
 - (株)マツモトキヨシ中四国販売
 - (株)マツモトキヨシ九州販売
 - (株)マツモトキヨシファーマシーズ
 - (株)マツモトキヨシホールセール
 - (株)マツモトキヨシアセットマネジメント
 - (株)エムケイプランニング
 - (株)マツモトキヨシ保険サービス

弘陽薬品(株)は、平成29年4月1日を効力発生日として、(株)マツモトキヨシに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(有)マツモトキヨシリカーは、平成29年11月1日を効力発生日として、(株)マツモトキヨシに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 台湾松本清股份有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社の名称 台湾松本清股份有限公司
- ・関連会社の名称 Central & Matsumotokiyoshi Ltd.
(セントラル&マツモトキヨシ リミテッド)
- ・持分法を適用しない理由 非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

- ・小売事業会社 主として売価還元法による低価法を採用しております。
- ・卸売事業会社 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

ロ. 無形固定資産及び長期前払費用

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ハ. ポイント引当金
販売促進を目的とするポイントカード制度により付与されたポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。
 - ニ. 株式給付引当金
当社及び当社のグループ会社の従業員に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。
 - ホ. 役員株式給付引当金
当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- イ. 退職給付に係る負債の計上基準
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
なお、その他の連結会社は、確定拠出型の制度を採用しております。
 - ロ. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- (5) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 追加情報

(役員向け株式報酬制度)

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象とした新しい株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入に関する議案を平成28年6月29日開催の第9回定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

当社は取締役を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、B I P 信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を会社業績及び役位等に応じて、原則として取締役の退任時に交付及び給付するものであります。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度83百万円、33,600株、当連結会計年度82百万円、33,100株であります。

なお、平成29年11月9日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度及び当連結会計年度の信託が保有する当該自己株式数については、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(株式付与 E S O P 信託)

当社は、平成28年8月10日開催の取締役会決議に基づき、当社及び当社のグループ会社の社員（以下、「社員」という。）に対する新たなインセンティブプランとして、「株式付与 E S O P 信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、株式付与 E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P 信託」という。）と称される仕組みを採用しております。E S O P 信託とは、米国の E S O P 制度を参考にした従業員向けインセンティブプランであり、社員の役職や会社業績等に応じて、E S O P 信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を原則として退職時に交付及び給付するものです。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度304百万円、122,400株、当連結会計年度286百万円、115,220株であります。

なお、平成29年11月9日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度及び当連結会計年度の信託が保有する当該自己株式数については、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 54,887百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	54,636千株	54,636千株	－千株	109,272千株

(注) 当連結会計年度増加株式数54,636千株は、平成29年11月9日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,728千株	1,729千株	11千株	3,446千株

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P 信託口及び株式付与E S O P 信託口が保有する当社株式148千株が含まれております。
2. 当連結会計年度増加株式数1,729千株は、平成29年11月9日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加1,728千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。
3. 当連結会計年度減少株式数11千株は、役員報酬B I P 信託口及び株式付与E S O P 信託口が保有する当社株式の交付及び給付による減少7千株、ストック・オプションの行使による減少3千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成29年6月29日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	2,649百万円
・ 1株当たり配当額	50円
・ 基準日	平成29年3月31日
・ 効力発生日	平成29年6月30日

ロ. 平成29年11月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	2,649百万円
・ 1株当たり配当額	50円
・ 基準日	平成29年9月30日
・ 効力発生日	平成29年12月5日

- (注) 1. 平成29年6月29日開催の定時株主総会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。
2. 平成29年11月9日開催の取締役会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。
3. 当社は、平成29年11月9日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割は平成30年1月1日を効力発生日としておりますので、上記の「1株当たり配当額」については当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
平成30年6月28日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	3,179百万円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	30円
・ 基準日	平成30年3月31日
・ 効力発生日	平成30年6月29日

- (注) 1. 「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。
2. 当社は、平成29年11月9日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割は平成30年1月1日を効力発生日としておりますので、上記の「1株当たり配当額」については当該株式分割後の金額を記載しております。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 54,800株

(注) 当社は、平成29年11月9日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が担当取締役に報告されております。

不動産賃借等に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、所定の管理マニュアルに従い、定期的に差入先・預託先の財政状態を把握する体制としています。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預金	51,618	51,618	－
② 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (*1)	20,905 △3		
	20,902	20,902	－
③ 未収入金 貸倒引当金 (*1)	16,047 △3		
	16,043	16,043	－
④ 投資有価証券	21,880	21,880	－
⑤ 敷金及び保証金 貸倒引当金 (*1)	36,425 △23		
	36,402	36,734	332
資産計	146,846	147,178	332
① 買掛金	65,612	65,612	－
負債計	65,612	65,612	－

(*1) 受取手形及び売掛金、未収入金、敷金及び保証金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

⑤ 敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値から、貸倒引当金を控除して算定しております。

負債

① 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	298

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「④ 投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 1,935円39銭
(2) 1株当たりの当期純利益 215円03銭

(注) 当社は、平成29年11月9日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産及び長期前払費用

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、該当がないため計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては、該当がないため計上しておりません。

- | | |
|-------------|---|
| ③ ポイント引当金 | 販売促進を目的とするポイントカード制度により付与されたポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。 |
| ④ 株式給付引当金 | 当社及び当社のグループ会社の従業員に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。 |
| ⑤ 役員株式給付引当金 | 当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。 |
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項
- | | |
|-----------|--|
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。 |
|-----------|--|

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 追加情報

(役員向け株式報酬制度)

「役員向け株式報酬制度」について連結注記表「3. 追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(株式付与E S O P信託)

「株式付与E S O P信託」について連結注記表「3. 追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,163百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く) | |
| ① 短期金銭債権 | 97,349百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 27,055百万円 |
| ③ 長期金銭債務 | 10百万円 |

(3) 偶発債務

- ① (株)マツモトキヨシ東日本販売の建物賃貸借契約及び出店契約等について、連帯保証を行っております。
- ② 以下の会社のリース契約について、連帯保証を行っております。なお、当事業年度末の保証債務限度額は次のとおりであります。

会社名	保証債務限度額
(株)マツモトキヨシ	2,580百万円
(株)マツモトキヨシ東日本販売	880百万円
(株)ぱぱす	141百万円
(株)マツモトキヨシ甲信越販売	293百万円
(株)示野薬局	58百万円
(株)マツモトキヨシ中四国販売	745百万円
(株)マツモトキヨシ九州販売	680百万円
(株)マツモトキヨシファーマシーズ	400百万円
合計	5,777百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 営業取引による取引高 | |
| ・ 営業収益 | 381,806百万円 |
| ・ 販売費及び一般管理費 | 64百万円 |
| (2) 営業取引以外の取引高 | 12,477百万円 |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,728千株	1,729千株	11千株	3,446千株

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P 信託口及び株式付与E S O P 信託口が保有する当社株式148千株が含まれております。
2. 当事業年度増加株式数1,729千株は、平成29年11月9日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加1,728千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。
3. 当事業年度減少株式数11千株は、役員報酬B I P 信託口及び株式付与E S O P 信託口が保有する当社株式の交付及び給付による減少7千株、ストック・オプションの行使による減少3千株であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
ポイント引当金	796百万円
未払費用	122百万円
未払事業税	58百万円
その他	5百万円
繰延税金資産（流動）計	<u>983百万円</u>
繰延税金資産（固定）	
固定資産（含む減損損失）	587百万円
関係会社株式	376百万円
投資有価証券	40百万円
株式給付引当金	27百万円
その他	19百万円
評価性引当額	△968百万円
繰延税金資産（固定）計	<u>83百万円</u>
繰延税金負債（固定）	
投資有価証券	△3,799百万円
その他	△15百万円
繰延税金負債（固定）計	<u>△3,815百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△2,747百万円</u>

(注) 当事業年度における繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	983百万円
固定負債－繰延税金負債	△3,731百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率

法定実効税率	30.7%
(調整)	
受取配当金等の益金不算入額	△28.5%
交際費等の損金不算入額	0.4%
評価性引当額の増減	△0.1%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.8%

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員が議決権の過半数を所有している会社等	株南海公産	30	不動産の管理	被所有3.3%	役員3名	当社事務所等の賃借	建物の賃借(注)1	62	敷金及び保証金	27
役員・主要株主(個人)	松本鉄男	—	当社取締役(注)2	被所有10.5%	—	当社事務所等の賃借	建物の賃借(注)1	54	敷金及び保証金	25

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

賃借料は不動産鑑定評価・近隣の地代等を参考にし、同等の価格によって決定しております。

2. 松本鉄男氏は平成29年10月31日をもって、取締役相談役を辞任いたしました。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱マツモトキヨシ	21,086	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	5名	経営管理・業務の受託及び商品の販売	経営管理・業務受託料の受領(注)1	6,759	売掛金	51,101
							商品の販売(注)2	255,076	未払金	7,299
							資金の貸付・借入(注)3	86	預り金	11,736
							利息の支払(注)3	37	短期借入金	86
子会社	㈱マツモトキヨシ東日本販売	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	-	経営管理・業務の受託及び商品の販売 資金の管理	経営管理・業務受託料の受領(注)1	699	売掛金	6,149
							商品の販売(注)2	31,298	未払金	944
							資金の貸付・借入(注)3	7,858		
							利息の受取(注)3	2	短期貸付金	7,858
						利息の支払(注)3	0			
子会社	㈱ぱぱす	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	-	経営管理・業務の受託及び商品の販売	経営管理・業務受託料の受領(注)1	617	売掛金	4,289
							商品の販売(注)2	22,561	未払金	707
子会社	㈱マツモトキヨシ甲信越販売	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	-	経営管理・業務の受託及び商品の販売 資金の管理	経営管理・業務受託料の受領(注)1	450	売掛金	3,984
							商品の販売(注)2	21,498	未払金	499
							資金の貸付・借入(注)3	4,962	短期貸付金	4,962
							利息の受取(注)3	5		

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱マツモト キヨシ中四 国販売	10	医薬品・ 化粧品・ 日用雑貨 等の販売	所有 直接 100%	—	資金の 管理	資金の貸付 ・借入 (注)3 利息の受取 (注)3 利息の支払 (注)3	3,788 0 0	短期貸付金	3,788
子会社	㈱マツモト キヨシ九州 販売	352	医薬品・ 化粧品・ 日用雑貨 等の販売	所有 直接 100%	—	経営管 理・業 務の受 託及び 商品の 販売	経営管理・ 業務受託料 の受領 (注)1 商品の販売 (注)2	441 22,225	売掛金 未払金	4,352 662

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営管理・業務の受託については、持株会社である当社の運営費用相当額を連結子会社から応分に収受しております。
2. 商品の販売については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。
3. 資金の管理については、キャッシュ・マネジメント・システムに係るものであり、取引金額は期末残高を記載しております。また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 1,558円51銭
- (2) 1株当たりの当期純利益 123円60銭

(注) 当社は、平成29年11月9日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象

該当事項はありません。